

掲載しています。)

す。  
を目指します。

の果たすべき役割などを定めています。

等

(※4)

### 住民等の責務

住民等は、自らの発言と行動に責任を持って参画することや、まちづくりの負担を分任することなどの責務を果たします。

### 行政(市長等(※5))



### 市長等の責務

行政は、参画と協働を推進し、まちづくり活動を支援します。市長は、公正で誠実に行政を運営し、行政サービスの質の向上に取り組みます。

### 職員の責務

職員は、全体の奉仕者として、法令等を守り、公正で誠実に職務に取り組みます。

な事項と位置付け、具体的な内容を定めています。

### 参画と協働 → 第4章(第22条~第29条)

参画と協働に関する基本的な考え方や取り組みについて定めています。

※詳細は内側のページで紹介しています。

直しの方法などを定めています。

### どのように制定したの?

各種団体代表者や公募委員などで構成する懇話会や市議会での検討、タウンミーティングやパブリック・コメント手続等により様々な意見を聞きながら、それらを踏まえて条例案を取りまとめました。

そして、市議会での審議を経て、条例が可決され、平成25年12月20日に施行しました。

### 条例のキーワード

#### ※1「参画」とは?

住民等がまちづくりに参加したり、関わったりすることを言います。

#### ※2「協働」とは?

まちづくりに参画した人たちが、同じ目的を達成するために協力することを言います。

#### ※3「まちづくり」とは?

住みよい地域社会をつくるために取り組む公共的活動の総体という意味で、まちづくりの中には、市政(市が行うまちづくり)と住民等が主体的に行うまちづくり(自治会活動、NPO活動、ボランティア活動など)があります。

#### ※4「住民等」とは?

市内に住所を有する住民のほか、自治会等の地域団体、市内で活動するボランティア団体や事業者、市内への通勤・通学者などを言います。

#### ※5「市長等」とは?

執行機関である市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会を言います。

### 知っていますか? 市民活動・ボランティアサポートセンター

市では、ボランティア活動等に取り組む団体や個人の活動を支援するため、平成21年5月に「市民活動・ボランティアサポートセンター(愛称:ひめじおん)」を設置。センターでは、ボランティア・NPO活動等に関する情報の提供や相談、各種講座や研修の実施、団体間の交流を深める事業など、さまざまな支援に取り組んでいます。活動に興味のある方は、お気軽にご利用ください。

設置場所: 姫路市市民会館3階(姫路市総社本町112番地)

主な事業内容: ・ボランティア・NPO活動等に関する情報の提供

・講座や研修会等の開催

・ボランティア活動等に関する相談

・ボランティア・NPO団体等の交流会の開催

・ボランティア登録制度(団体、個人)の運用

お問い合わせ先: TEL: 079-281-2660

FAX: 079-281-2662



相談の様子

### 出前講座を開設しています!

姫路市まちづくりと自治の条例について、皆さんの理解を深めていただくため、出前講座を開設しています。お申し込みは下記までお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

姫路市 市長公室 企画政策推進室

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

TEL: 079-221-2383 FAX: 079-221-2384

ホームページ: [http://www.city.himeji.lg.jp/s10/2212203/\\_24748](http://www.city.himeji.lg.jp/s10/2212203/_24748)

Eメール: [seisaku@city.himeji.hyogo.jp](mailto:seisaku@city.himeji.hyogo.jp)



# 姫路市まちづくりと自治の条例

～共生のまちづくりを目指して～



姫路市では、行政運営の仕組みや参画と協働など、今後のまちづくりを進めていくための基本的な考え方を定めた「姫路市まちづくりと自治の条例」を、平成25年12月に制定しました。

このパンフレットは、条例の内容を分かりやすく解説するために作成しました。

条例の内容を知っていただき、みんなで姫路のまちづくりを進めましょう!



姫路市

### まちづくりと自治の条例って?

行政運営の基本原則や参画(※1)と協働(※2)など、姫路のまちづくり(※3)を進めていくための基本的な考え方を定めたものです。

この条例に基づき、住民の皆さんをはじめ、「ふるさと姫路」の夢と希望を共有する人々と議会、行政が一丸となって、よりよいまちづくりを進めていこうとするものです。



### なぜ条例が必要な?

近年、国から地方に権限の移譲等を行う地方分権の取り組みが進められており、姫路市においても、全国一律のルールによるまちづくりから、自己決定と自己責任による地域の特性に合ったまちづくりを進めることが求められています。

また、少子高齢化の進行、価値観やライフスタイルの多様化など、社会情勢の変化により、これまで市役所が担ってきた「公共」の分野を多様な主体で分担しようとする考え方が生まれました。

このような変化を踏まえ、自治会等の団体と行政が協力し合ってまちづくりを進める「市民共治」の取り組みを一層推進するため、条例の検討に着手しました。

### 条例の構成

(条例の全文は内側のページに)

条例全体の基本となる考え方 → 第1章(第1条~第5条)

原則的・基本的な事項として条例の目的などを定めています

目的 住民等がまちづくりの主体となる都市の実現

まちづくりと自治の担い手 → 第2章(第6条~第11条)

まちづくりと自治の担い手を条例に位置付けて、それぞれ

### 住民等の権利

住民等は、市政に関する情報を知る権利や参画する権利を有します。

### 議会



### 議会の責務

議会は、姫路市議会基本条例に基づき透明性を確保し、開かれた議会運営を行うよう努めます。

### 議員の責務

議員は、姫路市議会基本条例に基づき、公正で誠実に活動するよう努めます。

### 具体的な内容 → 第3章~第6章

「行政運営の基本原則」と「参画と協働」の二つを中心的

### 行政運営の基本原則 → 第3章(第12条~第21条)

市のまちづくりの指針となる総合計画を策定することをはじめ、行政運営における基本的な考え方や具体的な取り組み(行財政改革、危機管理、財政運営、説明責任など)について定めています。

### その他 → 第5章、第6章(第30条~第32条)

市が国や他都市と付き合っていく際の考え方や条例の見